

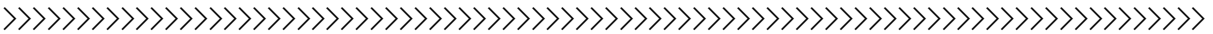


YAMAUCHI パテント NEWS

VOL. 54

ニュースの目次

1. あけましておめでとうございます
2. 新しい商標ってどんなもの？ (2)



1. あけましておめでとうございます



本年も、6人のメンバーで元気良く業務に精励しようと思っています。
どうぞ、宜しくお願い致します。

弁理士 5人体制の現布陣も
いい感じのチームワークが
出来るようになりました。
無理難題を歓迎します。

所長 山内康伸



個々の案件に対して質の高い
サービスを提供します。

山内 伸

四国の産業の発展のために、
そして、皆様の企業の発展
に、今年も尽力していきま
す。

原 一敬



化学分野でしっかりと
バックアップいたします。

赤松 善弘

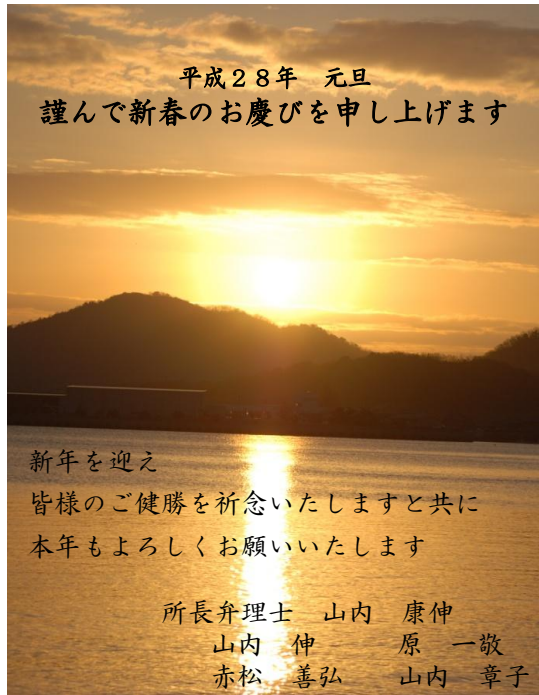
商標分野において、今年も丁
寧かつ綿密な対応を心掛け
ていきます。

山内 章子



弁理士陣と共に経営に役立
つ知財戦略を提案します。

中小企業診断士 兼
技術士 山内 昌彦



平成28年 元旦
謹んで新春のお慶びを申し上げます

新年を迎え
皆様のご健勝を祈念いたしますと共に
本年もよろしく願いいたします

所長弁理士 山内 康伸
山内 伸 原 一敬
赤松 善弘 山内 章子

瀬戸の日の出です。

>>

2. 新しい商標ってどんなもの？ (2) (山内 章子)

>>

あけまして、おめでとうございます。弁理士の山内章子です。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年からご紹介しております新しい商標ですが、昨年10月に初の登録例が発表されましたので、ご紹介したいと思います。

<参考>新しいタイプの商標の登録査定の内訳

	合計	内訳				
		音	動き	位置	ホログラム	色彩
今回の登録査定	43	21	16	5	1	0
【参考】						
4月1日の出願件数	481	151	32	103	3	192
10/23日までの出願総数 (暫定)	1,039	321	70	214	11	423

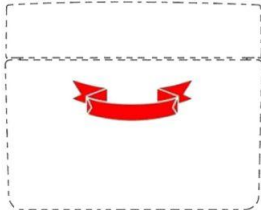
(特許庁発表資料より引用)

上記の表によると、新しい商標の中では、出願件数が最多であった色彩の商標出願はこれまでのところ、登録査定数は0となっています。このほか、音の商標は21件、動きの商標は16件、位置の商標は5件、ホログラムの商標は1件に登録査

定がされました。

もちろん、まだ審査中の案件もありますので、今は登録となっていなくとも、これから登録される案件もあると思います。

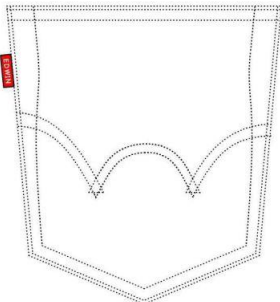
ここで、注目すべきは、位置商標はすでに5件の登録例があることに対し、色彩商標は0件であること。そこで、今回は登録された位置商標にどんなものがあるかチェックしてみたいと思います。



登録第 5804314 号 株式会社ドクターシーラボ



登録第 5808808 号 富士通株式会社



登録第 5807881 号 株式会社エドウィン

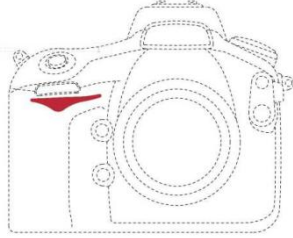


登録第 5805761 号

登録第 5805762 号 株式会社セイコーマート

今回登録された位置商標の5件は、拒絶理由の応答など経ないで登録されたものばかりです。そうすると、色彩の商標として出願するよりも、位置商標として出願するほうが、登録することに関しては、ややハードルは低いと云えるかもしれません。

ちなみに、前回ご紹介した、「色彩の商標」として出願されているニコンの出願は、未だ登録になっていません。同社は同じような出願で「位置商標」でも出願しているようなので、そちらの方が登録されやすいのか、また、形状のない単色の色彩の商標出願と比べると登録されやすいのかどうか、今後も注目して見ていきたいと思えます。



商願 2015-29911 9類 株式会社ニコン（色彩の商標）

ところで、新聞報道にはよく「色彩の商標出願は、審査が厳しい」と紹介されたりしますが、どのように厳しいのでしょうか。

色彩の商標出願の最大のハードルは「識別力」の登録要件にあります。

すなわち、「識別力がない商標」について規定する商標法3条1項3号には、色彩のみからなる商標に関しては、次のとおり審査基準に記載があるのです。

商標法3条1項3号審査基準抜粋

商標が通常有する色彩等のみからなる商標については、原則として、本号の規定に該当するものとする。

（1）商品が通常有する色彩

- （イ）商品の性質上、自然発生的な色彩
- （ロ）商品の機能を確保する為に通常使用される又は不可欠な色彩
- （ハ）その市場において商品の魅力の向上に通常使用される色彩
- （ニ）その市場において商品に通常使用されてはいないが、採用し得る色彩
- （ホ）色模様や背景色として使用される色彩

これらに該当する色彩は全て「識別力なし」と判断しますということなのですが、およそ考えられる色彩はほとんど上記にあてはまるでしょう。そうすると、色彩の商標に関しては、拒絶理由への対応をすることなく、即登録となることはほぼ不可能と云えます。

それでは、色彩の商標は一切登録されないか、というとそういうことではなく、商標法3条2項の「使用により周知性を獲得した結果識別力を獲得した」旨を立証することができれば、登録されます。

但し、色彩の商標出願における使用による識別力の立証方法は、願書に記載した商標の色彩と、色彩が使用されている看板や商品カタログに表された色彩と全く同一で

あることが必要です。しかも、その立証を行うには、単にカタログや看板を特許庁に提出するだけでなく、同一の色彩の指定情報（例 RGB等の表色系の数値、色見本帳の番号）が記載された「発注仕様書」も必要です（審査便覧 41. 200. 21）。

今から、ある色彩をコーポレートカラーとしてブランドとして育てていく場合には、①出願商標と使用する商標が同一の色であることが厳格に問われること、②看板やカタログに使用した色について、発注仕様書が証拠として残しておくこと、をぜひ頭にとどめておいていただければと思います。

以上